

浜松市市内産花き割引販売支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響により需要が減少している市内産花きの消費喚起及び需要拡大を図るため、市が発行する割引券を使用した市民等に対して市内産花きの割引販売を実施した事業者に対し、その割引に係る経費について予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年3月31日浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 花きとは、消費者向けに販売される観賞の用に供される植物をいう。具体的には、切り花類、鉢もの類、花木類、球根類、花壇用苗もの類、芝類、地被植物類をいう。
- (2) 市民等とは、市内在住または市内に通勤・通学等する個人をいう。
- (3) 割引券（様式第1号）とは、本事業の実施にあたり市が発行し市民等に配布するものをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱に定める補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 市内に所在地のある店舗において、消費者向けに主に花きの販売をしている事業者
- (2) 市税・県税を完納している者
- (3) 市民税及び県民税の納税について、特別徴収義務者である者（補助金の申請者が給与取得者を雇用する場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者及び団体は対象としない。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員などをいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

- (5) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする団体
- (6) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業は、市内に所在地のある店舗において、割引券を使用した市民等に対して市内産花きの割引販売を実施する事業（以下「補助事業」という。）とする。ただし次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 補助事業の実施の全部を第三者に委託する事業
- (2) 市の他の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業
- (3) 国、他の地方公共団体又は公共的団体の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、事業期間内に実施する1回あたり2,000円（消費税及び地方消費税を含む）以上の市内産花きの販売における割引相当額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、市内産花きの販売1回あたり1,000円とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、令和4年2月28日までに、補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該年度内の2回目以降の申請において、内容が同一の場合は、第4号から第7号は省略することができる。

- (1) 売上伝票その他事業者が補助事業を実施したことを証する書類
- (2) 市民等が使用した割引券
- (3) 市内産花きの取扱いが分かる書類又は写真
- (4) 法人の登記簿又は開業届（所管税務署の受付印が有るもの）の写し
- (5) 市税納付・納入確認同意書（様式第3号）
- (6) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（補助金の申請者が給与取得者を雇用する場合に限る。）
- (7) 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）
- (8) 前号に規定するもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び条件)

第8条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、補助金の交付及びその額を決定し、申請者に対し、補助金交付決定兼確定通知書(様式第5号)により通知し、補助金の不交付を決定したときは、不交付決定通知書(様式第6号)によって通知するものとする。

2 前項の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- (2) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
- (3) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第3項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。
- (4) 規則第17条第3項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

(補助金の請求)

第9条 前条第1項の補助金交付決定兼確定通知書の交付を受けた補助事業者は、市長が定める時期までに、市長に対し、請求書(様式第7号)により補助金を請求することができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市長の処分違反したとき。
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 前項の規定による補助金の交付の決定の取り消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき、又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金及び遅延損害金を市に納付する。
- 3 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- 4 規則第18条の規定による返還命令書の通知は、補助金返還命令書（様式第8号）による。

(雑則)

第11条 この要綱の定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月11日から施行し、令和3年度の補助金に適用する。